



新年あけましておめでとうございます



車を認められ将来に光！

生活保護制度

ある団地に住むKさん夫婦は、建築の設計をする仕事をしています。一時の好景気はどこへやら、最近では耐震工事の仕事が時々入る程度になり、わずかな年金でどうとう生活に事欠くようになりました。高齢と妻の病院通いで生活が極端に厳しくなったので区役所に相談に行きましたが、車を持っているということで生活保護の申請をなかなか受け付けてくれません。困り果てたKさんらは、9月に開かれた反貧困ネットワークの相談会で相談し、翌日にはスタッフと一緒に区役所を訪れました。

厚生労働省は、車の保有については原則認めていせんが、例外的に①交通の便の悪いところに住んでいる。②仕事に必要 ③通院に必要 ④財産的価値が低い などの場合は認めています。

このことをKさんにあてはめると、

- ①交通の便が極端に悪い。バスしかなくて一時間に一本、それも五日市の駅までしか行かない。
- ②夫は家の設計をする仕事をしているが、耐震工事の設計をしているので少しづつは仕事が入ります。本人は75歳ですが、力仕事ではないので80歳までは少なくとも頑張りたいと言っていますが、設計をするうえで必ず現地に行って測量をしなくてはなりません。そのためにも測量機器を運ぶために車がどうしても必要です。
- ③妻の場合は、広島市の市民病院と廿日市のJA広島病院、近所の病院に通院しています。足に障害があるのでバスでの通院は不可能です。(身体障害4級)
- ④車の価値についても査定してもらおうと『古いのでせいぜい15万円ですね』と言われた。引っ越し費用にもならず、財産的価値がほとんどないために売るのをやめた。
- ⑤安心して仕事ができれば、車の維持費と若干の生活費程度の収入があります。

このように、認められない理由が見つかりません。



通知書を手喜びのKさん夫婦

Kさんは、「今回のことで藁にもすがる思いで相談会に行きました。そこで、スタッフの方から、『これで保護の申請ができないことはありません』と言われ、翌日一緒に区役所まで行ってくれました。妻は毎日とは言いませんが3～4日に一度ほどの病院通い、正直疲れ切っていました。お金も飛ぶように出ていきます。不安で不安で夜も眠れない日が続きました。担当者に『はいこれで受け付けますよ』と言われたときには、ホッとして全身の力がぬけるようでした。

数日して保護の決定書が届きました。しかし、『①すみやかに車を処分すること。②売れた場合必ず収入申告をすること』との条件付きでした。『通院はタクシーで通院してください。』とのことでした。これでは喜び半分です。

市役所本庁の課長らにも実情を訴えたところ、本庁の担当者から『区役所に聞いたところ、車は仕事にどうしても必要だとはっきり言わなかったんじゃないですか?』と言われ、そう言えば今までは妻の通院のことばかり考えていたことに気がつきました。そこで後日、再度区役所を訪れ、私の仕事についても詳しく話をさせてもらいました。すると上司の方が、『分かりました。その方向で検討しましょう。』と言われたときには、パッとまさに将来に光がさしたような思いでした。」と話されました。

市との話し合い(2024年11月15日)に参加して

反貧困ネットワーク広島 安徳 剛

まず、生活と健康を守る会や、反貧困ネットワークが、市の該当課と定期的話し合いができる場をもつまでには、長い間の粘り強い運動があってからこそだと思います。あらためて関わってこられたみなさん方に敬意を表したいと思います。

さて、専門的な要求の内容については勉強不足ですが、全体を通しての感想を述べさせていただきます。

私が違和感をもったのは、行政側の回答の中で「(生活保護受給者の方に) アパート探しを指導している」という表現です。「支援する」「援助する」という言葉ならわかりますが、私には上から目線を感じました。揚げ足取りするつもりはないのですが、言葉には思想が現れます。そういう思いが回答者になのかとずっと思って話し合いを聞いていたが、「指導」という言葉は生活保護の実施要領で使われており、回答者ではなく厚生労働省が使っている公的な表現であることにも驚きました。私が考えすぎなのでしょう。

私は反貧困ネットワークでカウンセリングを

やっていますが、自己肯定感が低い人が目立つような印象があります。「お上の世話になっている」「社会に迷惑をかけている」「死にたいけど死ぬ勇気がないから生きている」という言葉を聞いたことがあります。生活保護は施しではなく権利です。行政は生活困窮者に対等に同じ目線で向き合うべきです。

生活保護はじめ、様々な福祉の対象者の方はたまたま生い立ちや、生活環境、病気や障害などで福祉的支援が必要となった方です。そして、いつ自分が、福祉的支援を必要とする立場になるかわかりません。

生活保護受給者など生活困窮者とは、寄り添う姿勢で向き合うことが大事であると感じました。



マイナ保険証で効率化されるのは？

2024年12月2日から、ついに健康保険証の新規発行が停止され、マイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」への一本化がスタートしました。国は、過去に処方された薬や健診結果などの情報が医療機関を超えて共有されることでよりよい医療が受けられ、医療機関の業務効率化が図られるとメリットをうたっています。高額療養費の請求手続きも不要、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできるなど、もちろんメリットもあります。医療DX化を進め、効率化することで国民皆保険制度を守ることは重要なことです。

システムエラー、他人の個人情報がひも付けられていたなどのトラブルなど、デメリットの方が大きく報道されていることも事実で、この原稿も、実は「メリットを中心に書いてほしい」と依頼されました。が、それでも私は課題を書かずにはおれません。

広島文教大学 人間福祉学科 准教授 山地恭子
社会福祉士・医療ソーシャルワーカー

数年前に私が経験したケースです。救急来院されたAさん(50代・男性)は路上で倒れ救急搬送され、「保険証がない」と主張します。さっそくMSW(私)が呼ばれ話を聞くと「マイナンバーの手続きをしたら、保険証はいらなくなるよと役所の人に言われたから保険証は捨てた」と話されました。暗証番号も忘れ、やっと車いすに移乗できるようになった2日後、受付で顔認証したところ・・・保険料未納で「国保資格証」状態、つまり医療機関の窓口で10割払ってもらわなければならない方でした。大きな勘違いをされていました。

また、特別養護老人ホームなど、高齢者が長期入所されている施設などからは、今後の保険証管理をどうすべきか悩んでいると聞きます。まさかマイナンバーと暗証番号をセットで管理するなど怖くてできないでしょう。

そもそもマイナカード取得は任意であって義務ではありません。そのため当初は困難とされていましたが、

マイナ保険証の利用登録解除手続きを希望することもできます。解除手続きをすれば、当面1年間は保険証が利用でき、郵送される「資格確認証」で受診するこ

ともできます。

全体として医療にかかる費用が効率化され削減されるまでには、かなり時間がかかりそうです。



「令和6年度 広島県生活困窮者自立相談支援事業従事者研修」に参加して

社会福祉士 田中洋子

2024年12月18日、広島県が主催する研修で「居住支援法人の活動報告」をしました。

広島県内各市町から主に直接窓口を担当する社会福祉協議会職員、行政職員が30名余り参加されました。事前に、制度や運用についての研修が2日間あった後、この日はテーマ別研修「住まいの支援について」として、①住宅施策についての行政説明、②居住支援協議会についての講演、③居住支援法人について「活動報告」、④グループワーク・情報交換という内容でした。

③居住支援法人については、福山市に拠点を置かれている(株)たかはしの高橋理事長と、反貧困ネットワーク広島の2事業所が報告しました。

(株)たかはしは元々福山市で不動産業をしておられ、その中で、保証人のいない方たちを大家さんにつなぐために、NPO法人を設立し、生活困難な方たちの支援を始めたと言われていました。2009年からやむにやまれず、この事業を始められたそうで、きしくもこの2009年という年は、当法人設立の年でもあります。広島でホームレスの方たちを何とか支援しなければいけないと、「野宿労働者の人

権を守る広島夜回りの会」などが活動を始めたのは1997年からですから、社会の受け皿として、一部のNPO法人が動き始めたということだと思います。

そして、ここにきてやっと、行政や社協も生活困窮者の生活再建のために住居の必要性を考える土壌ができたということでしょうか。最近、ほかの相談事業所からも居住支援事業の話をしてほしいということも増えました。生活に困難を抱えた方たちはちょっとしたことで、生活が再び揺らぐこともあり、住居が定まるだけでは、生活の安定まではいかないことも多くあります。居住支援法人の役目として住居の斡旋から暮らしの相談、見守りも継続的にすることで、本人たちの抱えている孤立・孤独からの解放ができたらと思っています。その意味で、これまで反貧困ネットワーク広島がしてきたことが、居住支援事業に十分生かされていると感じました。

この資料を作るために反貧困ネットワーク広島の歴史と業績を振り返ることもできたので、必要な方にはいつでも居住支援事業に関してのお話をさせて頂きます。



広島県農業協同組合労働組合連合会より、お米からお菓子まで寄付いただきました。ありがとうございました。

支援者からの年の瀬寄付

物価高騰のなか、私たちの活動に協力していただいている方々から、今年も食材の提供がありました。ありがとうございました。

●寄付のお願い

- ・米(玄米も可)、ラーメン、そうめんなど保存食品、タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴、歯ブラシ・カミソリなどのアメニティ
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご連絡ください。



2024年最後のサロンで落語を披露する安産亭徳丸師匠

12月障害年金ホットライン& 暮らしとこころの総合相談会について

広島市役所 2階講堂での相談会は今回で5回目となりました。

中国新聞と12月1日の「ひろしま市民と市政」に掲載され、面談38件、電話9件、合計47件の相談が寄せられました。

毎年、年末対策として、12月に暮らしとこころの総合相談会を開催していますが、今年は、初めて広島県社会保険労務士会にも後援いただき、「障害年金ホットライン・暮らしとこころの総合相談会」として開催しました。

初めての「障害年金ホットライン」でしたが、昨今の物価上昇等の影響からか、相談者の半数近くが70歳以上の方で、「今の老齢年金では生活できない。若い頃から病気をしているが障害年金を受給できないか」「他にももらえる給付はないか」「年金額は増えないのか」という、生活困窮からの相談と思われるものが多く見受けられました。また、若い方においては、年金事務所等で障害年金



を受給できないと説明を受けたものの、「何とかならないか」という相談が多く寄せられました。

相談内訳

(性別) 男性21、女性23、不明3

(年代) 20代、30代各1名、40代5名、50代6名、60代8名、70代10名、80代8名、不明8名

(知的媒体) 法テラス14名、団体紹介6名、市民と市政3名、チラシ、ラジオ、新聞各2名

(相談種別) 年金15名、借金、相続各10名、こころの相談5名、生活苦相談4名、損害賠償相談3名、住まい相談2名

反貧困ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日から2024年11月30日まで
(単位：世帯)

年代	男性	女性	合計
10代	9	21	30
20代	191	76	267
30代	311	69	380
40代	394	109	503
50代	340	74	414
60代	228	44	272
70代	112	33	145
80代	16	11	27
不明	16	27	43
合計	1617	464	2081
単身 1932名	夫婦 45名	親子 100名	その他 4名

今後の相談会の予定

- ・2025年3月25日(火) 10時～16時
労働トラブルホットライン・暮らしとこころの総合相談会(広島弁護士会主催)
(面談・電話) ※会場 広島市役所2F講堂

- ・2025年6月3日(火) 10時～16時
全国一斉女性の権利ホットライン・暮らしとこころの総合相談会(広島弁護士会主催)
(面談・電話) ※会場 広島市役所2F講堂

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島
広島市中区東白島14-15
NTTクレド白島ビル7階
広島総合法律会計事務所内
電話：082-227-8181 F A X：082-227-1200
大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

会費・寄付振込先

- 正会員(個人) 年会費 2,000円
- 正会員(団体) 年会費 5,000円
- 賛助会員(個人) 年会費 5,000円
- 賛助会員(団体) 年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島
郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

ホームページ▼



シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ
平日 10:00～17:00 電話 082-545-7709 または 電話 090-4890-1579
居住支援センターは 電話 082-545-7705 まで